

●確認申請書

- ① 1面申請者は2面の建築主としてください。
- ② 2面3 構造設計一級建築士の欄は、その旨を表示しなければならない場合にのみ記入してください。
- ③ 2面6 5年以内の許可番号を記入して下さい。
- ④ 3面6-イ 幅員が異なる場合は、最大幅員から2mの場所を記入してください。
- ⑤ 3面7-チ 角地の場合は、ここに記入してください。
- ⑥ 4面3 改築の定義にあてはまるときは、新築としないで改築にチェックしてください。
(群馬県建築基準法例規事例集 1-a-32)
- ⑦ 3面18 都市計画法の許可不要(高さ10m以下と容積率100%)を記入
事前に12条5項報告や道の相談票などについても記入してください。
- ⑧ // 10㎡以下の申請建物の概要を記入(用途、建築面積、床面積、最高高さ、軒高さ)
- ⑨ 5面5 最上階は、階高はありません。

●工事届

- ① 2面1 建築主の種別が会社の場合は、ハの資本の額又は出資の総額の欄へ記入が必要です。
- ② 2面3 最後の月間については、日数は15日以上の場合は1月で算入してください。
- ③ 2面5 主要用途が(1)(2)に該当で、当該建築物の用途が居住の目的に付随するもの(物置、車庫等)の場合には、第三面の記入が必要です。(3)は99以外を選んでください。
また、カッコ内の番号の横に具体的な用途を記入してください。
- ④ 2面6-ハ (6)その他の場合は、カッコ書きで構造を記入してください。
- ⑤ 3面1-ロ 住戸数が新たに増える場合のみ新設となります。(単独で住宅の機能を果たさない離れ等の建築は、建物別で新築であっても、その他の(2)増築となります。また、ト個数も0戸となります。)
- ⑥ 3面 建築物ごとに必要です。
- ⑦ 3面1-ハ (5)その他は、国又は地方公共団体から補助又は融資をうけて建てた住宅です。
- ⑧ 3面1-ハは、1-ロの「その他」の場合は記入不要です。
- ⑨ 3面1-ハ 自己資金(融資なし)は、(1)民間資金にチェックしてください。
- ⑩ 4面1 番号の他に具体的な用途も記入してください。
- ⑪ 4面 10㎡以下の解体 【4. 建築物の数】と【建築物の床面積の合計】には含まれません。

●浄化槽仕様書

- ① 表紙11欄は、処理対象人員と使用予定人員が異なる場合にその使用予定人員を記入してください。
- ② 表紙13欄は、どれか該当する事項一つにチェックを入れてください。